

4-6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び基準

内閣府告示第二百二十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）

第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によつては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によつては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）

む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百六十円以内とする。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

二 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができること。

ることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

(1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらを適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。

(3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

(5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第八十五条第一項本文、第三項から第五項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七條第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一條の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五

号）第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

(1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた金額とすること。

(2) 長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)に同様の期間とする。

三

応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

前号イ(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

前号ロ(1)から(3)までの規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給

与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に收容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもつて決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万三百円	二万六千円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六千六百円	七万九千七百円	八万九千三百円	一万二千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マ

ッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の搜索及び救出）

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受

けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として

当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことので

きない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万三千九百円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の搜索及び救出
- ニ 死体の搜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文（抄）（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二十号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十三号）

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号）

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第九十号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年四月十五日内閣府告示第八十九号）
令和七年四月十五日から適用する。